

## 令和5年度大分県獣医師確保修学資金募集要項（高校生等対象）

### 1 目的

大分県では、家畜伝染病の防疫業務や公衆衛生に関する業務を行う大分県職員獣医師（以下、「大分県職員獣医師」という）を志す高校生等を募集しています。

本制度は、獣医系大学の協力のもと、大分県職員獣医師を志す高校生等を対象に、大分県獣医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を給付し、将来の大分県職員獣医師の養成を図ることを目的としています。

### 2 募集から修学資金給付までの流れ

- (1) 大分県は、地域枠に係る特別選抜制度による獣医系大学への入学を希望し、修学資金給付を希望する高校生等を募集します。（制度のある大学ごとに別紙1の対象条件あり）
- (2) 大分県は、選考試験（以下「県選考試験」という。）を実施し、地域枠に係る特別選抜制度に推薦する高校生等を選考します。
- (3) 県選考試験の合格者は、入学を希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する地域枠特別選抜（以下「大学選抜入試」という。）を大分県知事の推薦で受験していただきます。
- (4) 大学選抜入試の合格者は、公益社団法人大分県畜産協会と契約した上で、修学資金の給付を受けることとなります。

### 3 修学資金の額

- (1) 高等学校3年生等  
上限175万円（大学入学前に納付する入学金等の額）
- (2) 獣医学生時  
国公立大学の場合：月額10万円（6年間）  
私立大学の場合：月額18万円（6年間）

### 4 修学資金の返済が全額免除される要件

- (1) 大学卒業後2年以内に獣医師免許を取得し、大分県獣医師採用試験に合格し、大分県職員獣医師として以下の期間従事すること。  
国公立大学の場合：9年間  
私立大学の場合：10年間
- (2) 公務による死亡又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

## 5 修学資金給付者の募集

### (1) 募集人数

若干名

### (2) 募集期間

令和5年6月9日（金）から令和5年9月8日（金）

### (3) 対象者

次の①から③まですべてを満たす者とします。

- ① 県内の高等学校を令和6年3月に卒業見込みの者（酪農学園大学と大阪公立大学については令和5年3月に卒業した者も応募可能）
- ② 調査書に記載されている評定平均値が4.0以上で、かつ希望大学の出願資格（別紙1参照）を満たし、希望大学の一般入試において合格する程度の学力を有する者
- ③ 大学卒業後、大分県職員獣医師として家畜衛生業務又は公衆衛生業務への従事を希望する者

### (4) 応募手続

募集期間内に次の書類を「大分県農林水産部畜産振興課 衛生環境班」あてに、郵送又は直接持ち込むことにより提出してください。

ただし、既卒の場合、下記①、②、③、⑤を提出してください。

- ① 大分県獣医師確保修学資金給付志願書（様式第1号）
- ② 自己推薦書（様式第2号：志願者本人が自筆したもの）
- ③ 調査書（高等学校が作成し、厳封したもの）
- ④ 学校長の推薦書（学校長が作成したもの）
- ⑤ ①に添付したものと同一写真2枚（縦4cm×横3cm）

#### 【郵送先】

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部畜産振興課 衛生環境班

#### 【注意事項】

- ・ 郵送する場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「大分県獣医師確保修学資金給付志願書」と明記してください。
- ・ 郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・ 持ち込みの場合は、大分県農林水産部畜産振興課 衛生環境班に持参してください。受付時間は午前9時00分～午後5時00分までです。（土曜日曜及び休日を除く。）

## 6 県選考試験

### (1) 試験予定日

令和5年9月30日(土) 9:20～(受付8:50～)

### (2) 場所

大分県庁 本館9階91会議室(大分県大分市大手町3丁目1番1号)

※控え室は本館8階85会議室

### (3) 試験内容

小論文、面接

#### 【注意事項】

- ・志願者には、受験票及び県選考試験の詳細な内容等を令和5年9月15日(金)までに郵送します。受験票が到着しない場合は、速やかに下記12の問合せ先まで連絡してください。
- ・試験の開始時間及び場所等については、改めて連絡します。

## 7 合格発表

令和5年10月13日(金)までに県選考試験受験者に対し、合否を郵送で通知します。

なお、合格者には合格証が交付され、県は合格者を大学選抜入試対象者として希望大学に推薦します。

## 8 大学選抜入試

### (1) 出願期間等

各大学の出願期間等については、各大学の選考基準(別紙1)等を参照してください。県選考試験合格者は、各大学の入試手続等に基づき、期日までに手続を行ってください。

### (2) 入学手続

合格者は、各大学の規定等に基づき入学手続を行ってください。

## 9 修学資金の給付

大学選抜入試合格者に対しては、給付手続き終了後、大学の入学手続等に係る費用及び大学入学後の月額修学資金が6年間、給付されます。(国公立大学であれば月額10万円、私立大学であれば月額18万円)

なお、大分県獣医師確保修学資金制度は、大分県が実施する「獣医師確保特別就学資金給付事業」を活用しており、大学選抜入試の合格者は、当該事業実施主体である「公益社団法人 大分県畜産協会」と契約した上で、修学資金が給付されます。

この契約に基づき、獣医学生が大学入学後に休学、留年及び停学処分を受けた場合については給付の休止等の措置が取られることとなります。  
手続等の詳細は、各大学選抜入試の合格発表後、合格者へ連絡します。

## 10 注意事項

- (1) 地域枠に係る特別選抜制度の県選考試験に合格した者は、希望大学以外の地域枠型大学選抜入試に出願できません。
- (2) 対象大学によっては卒業後の就職先を農林水産部局の獣医師に限定している場合があります。公衆衛生部局の獣医師に就職を希望する場合は、別紙2の内容を確認いただき、希望大学の条件を必ず確認してください
- (3) この修学資金の給付の決定をもって、将来、大分県職員獣医師として採用することを約束するものではありません。採用には大分県獣医師採用試験に合格する必要があります。
- (4) 次の事項のいずれかに該当した場合、既に給付された修学資金の全額に加算金（年10.95%）を加えた金額の返還が求められますので、ご留意ください。
  - ・公益社団法人大分県畜産協会との契約が解除されたとき
  - ・獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき
  - ・獣医師免許を取得後、1年以内又はやむを得ない理由等により就業予定先に就業しなかったとき
  - ・獣医師免許を取得後、大分県職員獣医師として従事した期間が、9年（国公立大学）又は10年間（私立大学）に満たなかったとき

## 11 獣医学生等に対する指導

- (1) 概ね1年に1回、学業成績書及び学生生活を振り返ったレポートを提出していただきます。
- (2) 概ね1年に1回、就職説明会等を利用し、個人面談を行います。

## 12 問合せ先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 畜産振興課 衛生環境班

電話：097-506-3678（直通）

FAX：097-506-1762

メール：a15450@pref.oita.lg.jp（担当：岡田）